

北海道男女平等参画審議会専門部会の設置について

1 設置の根拠

北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱第5条第1号及び北海道男女平等参画推進条例第30条の規定に基づき、北海道男女平等参画チャレンジ賞受賞者選考のため、専門部会を設置するものである。

参考

〔北海道男女平等参画推進条例〕

(専門部会)

第30条 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員及び特別委員は会長が指名する。

〔北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱〕

(選考及び決定)

第5条 選考及び決定は次のとおりとし、受賞者は2件以内とする。

(1) 本賞の選考は、北海道男女平等参画審議会の専門部会で行う。

(2) 知事は、審議会の報告を受け、受賞者を決定する。

2 専門部会設置の理由

北海道男女平等参画チャレンジ賞は、社会のあらゆる分野で、個性と能力を活かしてチャレンジしている個人や団体又は支援団体・グループを顕彰し、男女平等参画社会づくりに貢献する身近なモデルを示すことで、男女平等参画社会の実現への気運を高めることを目的とし、平成16年度に創設された賞である。

このため、受賞候補者の選考に当たり、有識者からなる北海道男女平等参画審議会専門部会を設置し、全道各地で活躍している個人や団体・グループについて、男女平等参画の各分野の専門的な視点から検討を行うこととしている。

3 専門部会の構成

社会のあらゆる分野で活躍している個人・団体等を顕彰することから、各分野から、バランスよく構成する。

4 専門部会開催スケジュール

部 会	時 期	内 容
第2回 審議会	10月25日	・ 審議会において専門部会の設置を協議 ・ 専門部会委員及び部会長の指名
第1回 専門部会	11月上旬 ～12月上旬	・ 候補者選考 ・ 知事へ報告
	12月中旬	・ 受賞者決定
	1月中～下旬	・ 贈呈式

5 専門部会の公開について

受賞候補者のプライバシーに配慮し、審議は非公開とする。

北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱

(目的)

第1条 職場、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で、女性や男性がそれぞれの個性と能力を生かしてチャレンジし、活躍している個人、団体・グループ及びそのようなチャレンジを支援している団体・グループを顕彰し、チャレンジの身近なモデルを示すことによって、男女平等参画社会実現への気運を高めることを目的とする。

(賞の種類)

第2条 北海道男女平等参画チャレンジ賞（以下「本賞」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 輝く女性のチャレンジ賞
受賞者が女性個人の場合
- (2) 輝く男性のチャレンジ賞
受賞者が男性個人の場合
- (3) 輝く北のチャレンジ賞
受賞者が団体・グループの場合
- (4) 輝く北のチャレンジ支援賞
チャレンジを支援している団体・グループ

(表彰の対象)

第3条 本賞の対象は、北海道に在住（在勤）し、あるいは主として道内において活動を展開している、概ね次のような個人、団体・グループとする。

ただし、本賞の受賞は1回限りとするとともに、本賞と同一の功績で国の表彰等を受けたものは対象としない。

- (1) 政策・方針決定過程に参画し、主導的立場を担い、特に顕著な活躍をしている女性
- (2) 新たな分野に挑戦し、その領域を拓くなど、先駆的な活躍をしている個人、団体・グループ
- (3) 子育てや介護等でいったん仕事を中断した後に、仕事に再チャレンジし、特に顕著な活躍をしている個人及びそのような者が中心となって活動している団体・グループ
- (4) 地域の発展に資する各種の実践的な活動にチャレンジし、特に顕著な活躍をしている個人、団体・グループ
- (5) 前4項のような活動について、積極的にその支援を行い、男女平等参画社会の実現に寄与していると認められる団体・グループ

(候補の選定)

第4条 候補の選定は推薦によることとし、推薦要領は別に定める。

(選考及び決定)

第5条 選考及び決定は次のとおりとし、受賞者は2件以内とする。

- (1) 本賞の選考は、北海道男女平等参画審議会の専門部会で行う。
- (2) 知事は、審議会の報告を受け、受賞者を決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、知事が賞状及び副賞を贈呈して行う。

(庶務)

第7条 本賞に関する庶務は、環境生活部くらし安全局道民生活課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本賞に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

平成29年度 北海道男女平等参画審議会専門部会 (チャレンジ賞選定) 開催状況 (概要)

1 専門部会

(1) 日時

平成29年11月21日(火) 13時30分～15時00分

(2) 場所

北海道庁旧本庁舎(赤れんが庁舎) 1階 5号会議室

(3) 議題及び内容

- ・ 議題1 北海道男女平等参画チャレンジ賞について
事務局から、賞の概要、今年度の応募状況等について説明した。
- ・ 議題2 北海道男女平等参画チャレンジ賞の選考について
事前に意見を集約した資料をもとに、各候補者について意見交換し、選考した。

(平成29年度は、3個人2団体、計5件の候補者の中から、2件を選考)

(4) 選考結果

- ・ 輝く女性のチャレンジ賞 辻川 恵美(苫小牧市)
- ・ 輝く北のチャレンジ賞 津軽海峡マグロ女子会(松前町ほか)

※ 敬称略

※ 受賞者の活動内容については、資料 のとおり

2 専門部会名簿

氏 名	住 所	所 属 等
木 村 佳 子	札幌市	札幌市立あやめ野中学校 校長
桑 原 崇 【部会長】	札幌市	北海道経済連合会 労働政策局長
篠 原 和 美	札幌市	株式会社 アレフ 組織開発室 女性活躍推進担当
高 橋 潤	札幌市	公募
山 田 悦 子	札幌市	日本労働組合総連合会北海道連合会 女性委員会委員長

平成29年度北海道男女平等参画チャレンジ賞

【輝く女性のチャレンジ賞】

個人名	辻川 恵美	現職等	NPO 法人 木と風の香り	住 所	苫小牧市
<p>貧困やネグレクトなど、様々な問題を抱える子どもたちを手助けしたいと思ったことをきっかけに、地域コミュニティの場を提供するために、全世帯の子ども対象、楽しい・おいしい・おしゃれな子ども食堂を目指して「木と風の香りカフェ」を運営しています。2016年10月に子ども食堂開設を目指して準備を開始したところ、活動が新聞記事に取り上げられたことで、市内外からたくさんの協力者が集まり、任意団体を立ち上げました。2017年3月にはNPO法人「木と風の香り」を設立。資金は、フリーマーケットやクラウドファンディングで調達し、2017年6月に第1回を開催後、現在は毎月第1日曜日を開催日として、たくさんのボランティアメンバーとともに、継続的に実施しています。将来的には、子ども食堂を毎日開設することを目指しています。</p> <p>私自身は4人の子どもをもつ母親ですが、育児中の女性でも、少しの行動力で実現可能な社会貢献があるということを知ってもらうためにも、モデルとして一定の役割を担えるような活動を続けていきたいと考えています。私達の活動が、何か子どもたちの手助けをしたいと考える人と、子どもたちとの手を繋げる社会貢献の前例となって、新たな地域で、子ども食堂のようなセーフティネットの場所が生まれることを願っています。</p>					

【輝く北のチャレンジ賞】

団体名	津軽海峡 マグロ女子会	代表者	北海道側とりまとめ 杉本 夏子	住 所	松前町 ほか
<p>2014年に、津軽海峡をもっと個性輝くエリアにしたいと、旅館の若女将や旅行会社のプランナー、カフェのマダムや観光案内スタッフなど職業も年齢もバラバラな約70名が、北海道側と青森側とで連携したまちおこしグループを結成し、活動しています。</p> <p>自分たちのミッションを</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人をつなげて、道をつくる 2. 地元の人から学び、足元に光を当てる 3. 津軽海峡圏の元気づくりの牽引役になる <p>と定め、できるひとができる分野で携わりながら、様々なイベントを企画し、町おこしに取り組んでいます。</p> <p>今までの活動としては、青森側、北海道側の両方の地域の食材を活かしたお弁当「懐かしの津軽海峡にぐ・さがな弁当」を監修したり、マグ女のセイカン博覧会と称し、メンバー自らが企画した30以上の旅のプログラムを展開しガイドを務めるなど、わが町自慢のプログラムを発信しています。地域の魅力を知り尽くした元気な女性たちが、津軽海峡圏の観光を、点ではなく面で楽しんでもらえるよう、精力的に活動しています。</p> <p>モットーは「自慢の前に、まず褒めよ」。隣町が沈んで自分の町だけが輝くことはあり得ないと思っています。お互いに競争し合い、尊敬し合い、磨きあいながら、地元愛にあふれた力で、津軽海峡圏を輝かせていきたいと思っています。</p>					